

令和4年8月9日

東員町議会

議長 三宅 耕三 様

東員町議会議員

広田 久男

## 研 修 報 告 書

研修期間	令和4年8月1日（月） ～ 月 日（ ）【1日間】
研修（視察）先	東員町議会 本会議場
目的（テーマ等）	地域経営を担う「住民自治の根幹」としての議会の作動
資料添付の有無	無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。

## 様式1〔申し合わせ事項〕:【委員会、全協:共通様式】

〔氏名:広田久男〕

### ■研修テーマ 地域経営を担う「住民自治の根幹」としての議会の作動

#### ■講師 江藤 俊昭 (大正大学社会共生学部教授)

1956年生まれ。中央大学大学院法学研究科博士課程後期満期退学。博士(政治学、中央大学)。

三重県議会 議会改革諮問会議会長、鳥取県智頭町行財政改革審議会会長、第29次・第30次地方制度調査会委員、総務省「町村議会のあり方に関する研究会」委員、全国町村議会議長会「報酬等に関する研究会」委員長等を歴任。

現在、マニフェスト大賞審査委員、議会サポーター・アドバイザー(栗山町、芽室町、滝沢市、山陽小野田市)、地方自治研究機構評議委員。

#### ■所感及び成果

##### 1. 住民自治の根幹は議会にある

- ・ 住民自治とは、自分たちのまちのことは自分たち(住民)が決めるということ。要するに、役場(地方自治体)のやっていること全ては、住民の意思決定と責任の下で実施している。ということである。  
すなわち、住民自治の根幹(大元になる部分)は、住民を代表する議会にある。そのために、議会は自治法第96条により議決権という強い権限を与えられている。
- ・ だから、住民の中から代表して選ばれ、町のことを決める権限がある私たち議会は、住民の意見を十分に聴き取り、議員間で討議を重ねながら議会の意思をまとめ上げてゆかなければならない。
- ・ あなたは議決の前夜に眠れるか? そのくらい重い権限であることを自覚しているか。
- ・ 前段の説明だけで、ズキュン!ズキュン!  
一言一言に胸を撃ち抜かれました。  
(注)講師は有名な政治学者で高レベルな講演であり、簡略した自己流の解釈です。

##### 2. 議会改革は第2ステージに

- ・ 議会基本条例の制定は素晴らしいことだが、それだけでは形式的な改革に過ぎない。議会基本条例を実質的な改革に連動させてゆく、すなわち、住民福祉の向上につなげる政策形成サイクルを策定することが本当の目的である。
- ・ 定例会だけでは議会は執行部の追認機関になりがち。1年間どう動くか、さらに4年間の任期中にどういう課題に取り組むかまで考えミッション・ロードマップを掲げる必要がある。

- ・東員町議会は、やっと議会改革の第1ステージを歩み始めたところだと感じた。つまり、「閉鎖的でなく住民と歩む議会」⇒「見える化、住民との接点重視」などを試行錯誤している段階ではあるが、その先には、住民福祉の向上を前面に出した議会の政策形成サイクルが整備されてゆくのだろうと感じた。
- ・先進事例として紹介された、長野県飯綱町議会や犬山市議会の市民フリースピーチ、北海道芽室町議会の政策形成サイクルなどは大変参考になった。

### 3. 議員のなり手不足

- ・○**ならない要因**は、議会・議員に魅力がない、議員報酬が少ない。
- ・○**なれない要因**は、地域力の低下、法律による縛り(兼業禁止など)
- ・一方では、住民が参加できるような取り組み、例えば「議会サポーター」「広報読者サポーター」などを行っている議会では、サポーターに参加した住民の中から議員になる人が出て来ている、と言う話があった。
- ・議会改革がステップアップしてゆけば、議会・議員の存在意義が高まり、住民との接点も増え、おのずと、やってみようという人材が出てくると思う。

### 4. 結び

- ・全国町村議会議長会で事例紹介されている議会に東員町議会も追いつかなくては…、と感じた。

以上